

2021年11月30日

株 主 各 位

東京都台東区台東一丁目31番7号
株式会社 S H O E I
代表取締役社長 石田 健一郎

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症はまだ現時点で収束しておりませんが、入場制限や総会時間の短縮は特に考えておりません。当社は、株主総会を単なる議決の場に留まらず、株主様と当社間の貴重な交流の場と考えておりますので多くの株主様にご出席いただけるようお願いしております。ただし、感染防止策の観点から【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について】※1をご確認、ご承諾の上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2021年12月22日（水曜日）営業時間終了時（午後6時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月23日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時20分)
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第65期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shoei.com/>）に掲載させていただきます。

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、2021年12月22日（水曜日）の午後6時まで受付をいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

#### （ご注意）

携帯電話によるインターネットでの議決権行使はできませんのでご了承ください。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【証券口座についてお問い合わせの株主様へ】

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

なお、特別口座に関するご照会及び住所変更等のお届けは、下記の連絡先にお問い合わせをお願いいたします。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711

(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時、通話料無料)

## 【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について】※1

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた本定時株主総会における対応について、以下のとおり株主の皆様へのお願い及び当社の対応をお知らせいたします。

### 1. 株主の皆様へ

本定時株主総会にご来場の場合は、当日までの健康状態にご留意ください。

特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は慎重にご判断ください。

### 2. ご来場される株主様へ

次の対策につき予めご了承及びご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ・受付付近の混雑を回避するために、開会時間直前のご来場は避けてください。
- ・体温計による体温確認をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合には、ご入場をお断りいたします。
- ・会場内ではマスクを常時着用してください。また、会場入口にアルコール消毒液を準備いたしますので、ご入場時には手指のアルコール消毒をしてください。
- ・ご入場後に、咳をされているなど明らかに体調がすぐれないようにお見受けする株主様へは、ご退場をお願いする場合もございます。

### 3. 当社の対応について

次の対策につき予めお知らせいたします。

- ・当社の役員及び運営スタッフは、マスク等を着用いたします。なお、検温をはじめ、予め体調を十分確認した上で出席いたします。
- ・飛沫防止パネルの設置及び受付待ちの株主様の整列位置の指定その他会場設備における感染症拡大防止策を実施いたします。
- ・会場内の座席は間隔をあけて配置しているため、収容人数が限られます。収容可能人数を超える株主様が来場された場合、ご入場をお断りすることがあります。

今後、上記の内容を変更する場合もございますので、ご出席を検討される株主様におかれましては、ご来場前に当社ウェブサイト(<https://www.shoei.com/>)をご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、各種経済対策の効果やワクチン接種の進展による行動制限の緩和などから回復過程にあるものの、新たな変異株の拡散リスクや半導体等の供給面の制約など様々な下振れリスクが残る状況が続いております。

高級二輪乗車用ヘルメット市場、特に先進国市場においては、アウトドア需要増や給付金支給による収入増等により、コロナ禍でもむしろ需要を維持・拡大しております。欧米市場は、ロックダウン等経済活動に関する規制が断続的に課せられておりますが、その影響も限定的で需要は堅調に推移しております。日本市場は、短期的には新型コロナウイルス感染対策としての二輪車需要の漸増、ライダーの高齢化の良い一面である高級モデルへの移行や複数個保有の傾向が続いており、堅調な販売が継続しております。アジア市場は、足元では鈍化の傾向があるものの、通期では前年度比大幅な伸びとなりました。

このような状況下、当社が推し進めているお客様のニーズに沿った新モデルの開発・製造及びお客様の安全をサポートする販売・サービス体制の構築により、競合他社との優位性を発揮し、殆ど全ての国の高級二輪乗車用ヘルメット市場でシェアNo. 1を堅持するなど、引き続き成功裏に推移しました。

当連結会計年度における販売数量は、中国を中心に好調な受注が継続するなか、前年度末に船積み等の関係で積み上がった在庫の販売が当連結会計年度に実現したこと、及び、生産能力増強に伴い生産数量が増加したことを主因に前年度比16.0%増となりました。欧州市場は、世界的なコンテナ不足による輸送遅延やロックダウンの影響等により子会社販売の減少はありましたが、販売数量は前年度比1.5%減に留まりました。北米市場は、前年度に実施した主力代理店の経営刷新や在庫調整が落ち着いたことから、販売数量は前年度比26.7%増となりました。日本市場は、昨年9月に新モデルとなるGlamster、今年3月には主力モデルであるZ8を投入したこともあり、販売数量は前年度比7.0%増となりました。アジア市場は、中国を中心に好調を継続しており、販売数量は前年度比61.0%の大幅増となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、国内外の販売好調を受け、売上高は23,752百万円と前年度比4,272百万円(21.9%)の増収となり、アジアを中心に高価格品の販売が好調だったことや新型コロナウイルス感染拡大の影響により販売費及び一般管理費が想定よりも費消されなかつ

たことから、営業利益は6,024百万円と前年度比1,284百万円（27.1%）の増益となりました。経常利益は6,092百万円と前年度比1,345百万円（28.4%）の増益、税金等調整前当期純利益は6,093百万円と前年度比1,345百万円（28.3%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は4,407百万円と前年度比1,058百万円（31.6%）の増益となりました。

当連結会計年度の為替相場は、当社売上換算レート：1ドル＝107.56円、前年度比0.37円の円高、1ユーロ＝128.31円、前年度比8.07円の円安となりました。また、海外子会社換算レート（2021年6月30日）：1ドル＝110.58円、前年度比2.84円の円安、1ユーロ＝131.58円、前年度比10.50円の円安となりました。

企業集団の品目別売上高の状況は次の通りであります。

（単位：百万円、%）

| 品 目 名      | 第 64 期<br>(2020年<br>9月期) |       | 第 65 期<br>(2021年<br>9月期) |       |       |
|------------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|
|            |                          | 構 成 比 |                          | 構 成 比 | 前 期 比 |
| 二輪乗車用ヘルメット | 17,597                   | 90.3  | 21,143                   | 89.0  | 20.1  |
| 官需用ヘルメット   | 71                       | 0.4   | 70                       | 0.3   | △1.4  |
| そ の 他      | 1,810                    | 9.3   | 2,538                    | 10.7  | 40.2  |
| 合 計        | 19,479                   | 100.0 | 23,752                   | 100.0 | 21.9  |

企業集団の販売地域別売上高の状況は次の通りであります。

（単位：百万円、%）

| 販 売 地 域 | 第 64 期<br>(2020年<br>9月期) |       | 第 65 期<br>(2021年<br>9月期) |       |       |
|---------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|
|         |                          | 構 成 比 |                          | 構 成 比 | 前 期 比 |
| 国 内     | 4,553                    | 23.4  | 5,039                    | 21.2  | 10.7  |
| 欧 州     | 9,239                    | 47.4  | 10,226                   | 43.1  | 10.7  |
| 北 米     | 1,996                    | 10.2  | 2,684                    | 11.3  | 34.5  |
| そ の 他   | 3,690                    | 18.9  | 5,801                    | 24.4  | 57.2  |
| 合 計     | 19,479                   | 100.0 | 23,752                   | 100.0 | 21.9  |

## (2) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は完成前の投資も含め1,298百万円で、その主なものは茨城工場の建物（附属設備を含む）173百万円、機械及び装置159百万円、金型229百万円、工具器具備品28百万円及び岩手工場の建物（附属設備を含む）200百万円、機械及び装置143百万円、金型111百万円、工具器具備品37百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第 62 期<br>(2018年 9 月期) | 第 63 期<br>(2019年 9 月期) | 第 64 期<br>(2020年 9 月期) | 第 65 期<br>(2021年 9 月期) |
|---------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 売 上 高(百万円)                | 17,148                 | 18,616                 | 19,479                 | 23,752                 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円)  | 2,578                  | 2,935                  | 3,348                  | 4,407                  |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 93                     | 106                    | 123                    | 164                    |
| 総 資 産(百万円)                | 16,755                 | 18,252                 | 20,841                 | 23,778                 |
| 純 資 産(百万円)                | 13,659                 | 15,065                 | 15,631                 | 18,528                 |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 495                    | 546                    | 582                    | 690                    |

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第62期(2018年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の5点を重要課題として取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化を実行してまいります。

##### 1. 生産戦略

###### ① 生産体制の拡充

新型コロナウイルス感染拡大を契機として、密にならないレジャーとしてのバイク人気から高級ヘルメット需要も高まり、国内外から多くの受注を頂き、生産が需要に追い付かない状況が続いております。このような状況のなか、当社では生産能力の増強に向け、以下の対策を進めて参ります。

- ・ 生産設備投資の前倒しと人材の積極採用
- ・ 岩手工場内駐車場を近隣の新規購入用地へ移転し生産スペースを拡張
- ・ 茨城工場に隣接し、現在茨城県が所有する江戸崎工業団地内の一区画(7.2ha)取得による工場スペースの拡張※  
※茨城県所有の江戸崎工業団地の土地については、2022年1月の土地売買契約締結を目標に現在茨城県企業局との間で土地購入について協議を進めておりますが、今般大筋で合意に達しました。予定通り契約に至った場合、2023年半ば頃を目途に造成が完了する予定ですが、その使用内容(生産ライン、倉庫、駐車場等)については、今後の受注状況等を見極めながら適切なタイミングで判断して参ります。

###### ② 改善活動等を通じた製造現場の競争力強化

当社は、Made in Japanが望ましい生産戦略であるとして、これを経営方針として掲げております。ジャストインタイムシステムによる改善活動等を通じ、国内両工場の競争力を持続的に強化して参り

ます。

## 2. 商品戦略

- ① 商品の高付加価値化、多種多様化するニーズの取り込み  
日々刻々変化するお客様のニーズ（機能、デザイン、かぶり心地等）を重視した製品の設計、開発に注力致します。2022年9月期においてはスマートヘルメット（いわゆるナビゲーション機能付ヘルメット）の上市を計画しております。
- ② 次期モデル開発力の強化  
当社はSHOEIと価値を分かち合える販売店様との協業で製品の販売を進めて参ります。一方で、自社EC（ネット通販サイト）を通じお近くに販売店がないお客様のフォロー体制を整え、自社ショールームでの販売を通じ、お客様から頂戴した生のご意見を次のモデル開発に活用させて頂きます。

## 3. ブランド戦略

- ① PFSサービスの普及  
パーソナル・フィッティング・システム（PFS）サービス（個別フィッティング調整）の普及に引き続き努めて参ります。いつの日か、ヘルメットは自分の頭の形状に合ったフィッティングをして購入するのが当たり前という時代が来るものと確信しております。
- ② 広告宣伝  
引き続きMoto GPの代表選手であるマルク・マルケス、アレックス・マルケス兄弟とのレーサー契約を中心に、限られた経営資源を効率的に投資して参ります。

## 4. 市場戦略

### 重点新興国での販売強化

新興国（特にアジア）における需要の伸びは目覚ましいものがあります。当社はこの需要をしっかりと取り込む為、これらの国で市場調査、マーケティングを強化して参ります。その目的で、中国市場においては、2021年6月に子会社を設立しました。体制が整い次第、市場調査やマーケティング活動を本格化します。

## 5. その他の中長期戦略

- ① 環境問題への取り組み  
当社は、環境問題への取り組みが企業に求められた重要な社会的責務のひとつであると認識し、気候変動の緩和・適応など環境問題に配慮して行動することについて可能な範囲で積極的に対応し、持続可能な循環型経済社会の実現に貢献致します。当社の企業規模として可能なことは限られておりますが、その中でも優先順位を付け、スピード感をもって進めて参ります。
- ② 新事業の検討  
当社は今日まで二輪用ヘルメット専門メーカーとして業容を拡大して参りました。今後ともこの祖業を強化していく方針に変更はありません。一方、世界中でライダーの高齢化や若者の趣味の多様化が進んでいることも歴然とした事実であり、当社の間尺にあった、当社らしい新事業があるのかについて議論は開始しております。但し、昨今の受注状況により、新事業推進の中核をなすべき生産本部、開発本部共に多忙を極めており、なかなか具体化しないのも事実であります。

(6) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

二輪乗車用を中心とした各種FRP(強化プラスチック)ヘルメットの製造販売

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2021年9月30日現在)

① 主要な営業所及び工場

| 社名                              | 所在地                               |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| 当社                              | 本社：東京都台東区、茨城工場：茨城県稲敷市、岩手工場：岩手県一関市 |
| SHOEI (EUROPA) GMBH             | LANGENFELD, GERMANY               |
| SHOEI DISTRIBUTION GMBH         | LANGENFELD, GERMANY               |
| SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  | SEINE, FRANCE                     |
| SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION | TUSTIN, CA. 92780, U. S. A.       |
| SHOEI ITALIA S. R. L.           | MILANO, ITALY                     |
| SHOEI ASIA CO., LTD.            | BANGKOK 10110, THAILAND           |
| 株式会社SHOEI SALES JAPAN           | 東京都台東区                            |
| 首維(上海)摩托車用品有限公司                 | 中華人民共和国 上海市                       |

(注) 上記のうち、首維(上海)摩托車用品有限公司については、当事業年度において新たに設立した非連結子会社であります。

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

| 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 503 (193) 名 | +24 (+72) 名 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

ロ. 当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前期末比増減      | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 464 (190) 名 | +26 (+72) 名 | 40.1歳 | 16.0年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年9月30日現在)

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名                             | 資本金           | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                   |
|---------------------------------|---------------|---------|---------------------------|
| SHOEI (EUROPA) GMBH             | 25,564ユーロ     | 100%    | 欧州地域の代理店管理及びマーケティング       |
| SHOEI DISTRIBUTION GMBH         | 100,000ユーロ    | 100%    | ヘルメットの販売                  |
| SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  | 609,797ユーロ    | 100%    | ヘルメットの販売                  |
| SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION | 122,500米ドル    | 100%    | 北米地域の代理店管理及びマーケティング       |
| SHOEI ITALIA S. R. L.           | 100,000ユーロ    | 100%    | ヘルメットの販売                  |
| SHOEI ASIA CO., LTD.            | 10,000,000バーツ | 49%     | ヘルメットの販売及び東南アジア地域のマーケティング |
| 株式会社SHOEI SALES JAPAN           | 5,000,000円    | 100%    | ヘルメットの販売及び国内のマーケティング      |
| 首維(上海)摩托車用品有限公司                 | 50,000,000円   | 100%    | 中国国内のマーケティング              |

(注) 上記のうち、首維(上海)摩托車用品有限公司については、当事業年度において新たに設立した非連結子会社であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2021年9月30日現在)  
該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,856,858株 (自己株式39,019株を含む)  
 (注) 当社は、取締役(社外取締役を含む。)及び監査役(社外監査役を除く。)7名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2021年1月21日付で普通株式13,800株を発行いたしました。
- (3) 株主数 4,061名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                                                                   | 持 株 数 ( 株 ) | 持 株 比 率 (%) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                                 | 3,169,000   | 11.82       |
| NORTHERN TRUST CO.<br>(AVFC) RE FIDELITY FUNDS                                          | 2,212,252   | 8.25        |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                                                                      | 1,473,400   | 5.49        |
| アルク産業株式会社                                                                               | 1,400,000   | 5.22        |
| 昭和電工株式会社                                                                                | 888,000     | 3.31        |
| RBC I S T 1 5 P C T N O N<br>L E N D I N G A C C O U N T<br>- C L I E N T A C C O U N T | 809,800     | 3.02        |
| 明和産業株式会社                                                                                | 800,000     | 2.98        |
| S S B T C C L I E N T O M N I B U S<br>A C C O U N T                                    | 725,988     | 2.71        |
| S T A T E S T R E E T B A N K A N D<br>T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1              | 724,022     | 2.70        |
| T H E B A N K O F N E W Y O R K<br>1 3 3 6 5 2                                          | 602,000     | 2.24        |

(注) 持株比率は自己株式(39,019株)を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|               | 株式数（株） | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 11,100 | 4名     |
| 社外取締役         | 2,000  | 2名     |
| 監査役           | 700    | 1名     |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15頁「(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2021年8月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

|           |                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取得した株式の種類 | 当社普通株式                                                                                                                                                |
| 取得した株式の総数 | 80,000株                                                                                                                                               |
| 取得価額の総額   | 385,677,500円                                                                                                                                          |
| 取得期間      | 2021年8月6日～2021年8月13日まで                                                                                                                                |
| 取得理由      | 当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の役員向け譲渡制限付株式報酬制度に加えて、従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入し、当該制度に関連して交付される株式として活用するため、自己株式を取得いたしました。 |

② 自己株式の処分

2021年8月5日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 処分した株式の種類 | 当社普通株式                                           |
| 処分した株式の総数 | 41,200株                                          |
| 処分価額の総額   | 191,786,000円                                     |
| 処分日       | 2021年9月27日                                       |
| 処分目的      | 所定の要件を満たす当社の従業員に対し、譲渡制限付株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。 |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                            |
|----------|-------|---------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 石田健一郎 |                                                         |
| 専務取締役    | 鶴見優之  | 生産本部長                                                   |
| 取締役      | 志田眞之  | 商品開発本部長                                                 |
| 取締役      | 堀本隆行  | 茨城工場長                                                   |
| 取締役      | 小林慶一郎 | 慶応義塾大学経済学部教授<br>経済産業研究所ファカルティフェロー                       |
| 取締役      | 清水匡輔  | 弁護士（弁護士法人 ほくと総合法律事務所）<br>株式会社Sharing Innovations<br>監査役 |
| 常勤監査役    | 平野明人  |                                                         |
| 監査役      | 小出豊   | 小出公認会計事務所代表<br>東京産業株式会社 取締役 監査等委員                       |
| 監査役      | 森田賢   |                                                         |

- (注) 1. 2020年12月24日開催の第64期定時株主総会終結時をもって、多比良淳二氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2020年12月24日開催の第64期定時株主総会にて、志田眞之氏は取締役に選任されました。
3. 2020年12月24日開催の第64期定時株主総会にて、堀本隆行氏は取締役に選任されました。
4. 監査役 平野明人氏は長年に亘り当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 小出豊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 小林慶一郎氏及び清水匡輔氏は、社外取締役であり、監査役 小出豊氏及び森田賢氏は、社外監査役であります。
7. 当社は、取締役 小林慶一郎氏、清水匡輔氏並びに監査役 小出豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める役員等の損害賠償責任に関して、賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役並びに社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補する事としております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

#### ①当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の額<br>(千円)       | 報酬等の種類別の総額(千円)      |                   | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 非金銭報酬等            |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 200,018<br>(18,670) | 148,470<br>(10,800) | 51,548<br>(7,870) | 7<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 21,408<br>(7,200)   | 18,654<br>(7,200)   | 2,754<br>(-)      | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 221,427<br>(25,870) | 167,124<br>(18,000) | 54,303<br>(7,870) | 10<br>(4)             |

- (注) 1. 上表には、2020年12月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役(社外取締役を含む)および監査役(社外監査役を除く)であります。
4. 上記の基本報酬の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当期における役員退職慰労引当金の繰入額5,298千円(取締役3人に対し4,884千円、監査役1名に対し414千円)
- なお、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、2020年11月13日開催の取締役会において、退職慰労金制度を2020年12月24日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

#### ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年12月24日開催の定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 14,602千円

- ③ 非金銭報酬等の内容  
非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その際の条件等は「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- ④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額をそれぞれ決定しております。取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の定時株主総会において年額170,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く)とする旨決議されております。当該取締役会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)です。監査役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の定時株主総会において年額21,000千円以内とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。また、上記年額報酬とは別枠で、2020年12月24日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として取締役(社外取締役を含む)については年額66,000千円、監査役(社外監査役を除く)については4,000千円を上限として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)、監査役(社外監査役を除く)の員数は1名です。
- ⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等  
当社は、役員個人の報酬等に係る決定方針について、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会にて決議しております。また、取締役会及び監査役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会及び監査役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。  
取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。
- イ. 基本報酬に関する方針  
各取締役及び各監査役の報酬額(除く退職慰労金)にかかる決定機関及び手続は、「役員報酬規程」に次の通り定めております。
- ・役員報酬については、基本報酬月額をもって算出し、同月額は役位別に定めます。その金額は、取締役会において「役員報酬規程」を改定する形で決定します。尚、当社は業績連動報酬制度を導入しておりません。
  - ・取締役各人の報酬は取締役会にて、また、監査役各人の報酬は監査役会にて決定します。
  - ・取締役各人の報酬決定については、「取締役会から代表取締役社長に一任することがある」と規定されております。しかしながら、その役割は、「役員報酬規程」に定められている各役位別報酬に則った報酬を各人に支給するだけであり、裁量権はありません。役員報酬の決定権限はあくまで取締役会にあります。
  - ・役員賞与については、「役員報酬規程」にて規定されています

が、実際に役員賞与が支給されたことはなく、役員賞与限度額が株主総会で承認を受けたことはありません。

ロ. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式)に関する方針

取締役(社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役を除く。以下、総称して「対象役員」という)に対する譲渡制限付株式の割当てにかかる決定機関及び手続は、「取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度」(以下、「本制度」という)及び「役員株式報酬規程」に次の通り定めております。

・当社は、対象役員に対して、株式発行又は自己株式の処分の方法により、株主総会で承認された金銭報酬の総額及び発行又は処分される株式総数の範囲内で、対象役員の貢献度等諸般の事情を勘案して定める数の譲渡制限付株式を交付いたします。

・本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は取締役(社外取締役を含む)については年25,000株を、監査役(社外監査役を除く)については年1,500株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限の数といたします。

・なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

・本制度により発行又は処分される譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

・譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から退任時までとしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

イ. 取締役小林慶一郎氏は、慶応義塾大学経済学部教授、経済産業研究所ファカルティフェローであります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 取締役清水匡輔氏は、弁護士法人 ほくと総合法律事務所の弁護士、株式会社Sharing Innovationsの監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ハ. 監査役小出豊氏は、小出公認会計事務所代表、東京産業株式会社の取締役 監査等委員であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況  
イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会 (15回開催) |        | 監査役会 (13回開催) |        |
|-----------|--------------|--------|--------------|--------|
|           | 出席回数         | 出席率    | 出席回数         | 出席率    |
| 取締役 小林慶一郎 | 14回/15回      | 93.3%  | —            | —      |
| 取締役 清水匡輔  | 15回/15回      | 100.0% | —            | —      |
| 監査役 小出 豊  | 15回/15回      | 100.0% | 13回/13回      | 100.0% |
| 監査役 森田 賢  | 15回/15回      | 100.0% | 13回/13回      | 100.0% |

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役小林慶一郎氏は、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。

- ・取締役清水匡輔氏は、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。

- ・監査役小出豊氏は、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

- ・監査役森田賢氏は、長年にわたり経営者としての豊富な実務経験と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 37,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47,700千円 |

- (注) 1. 当社の子会社のうち、SHOEI DISTRIBUTION GMBH 及びSHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARLは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計法第2条第1項の業務以外である、財務報告に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要  
会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」  
について取締役会で決議しております。概要並びに当事業年度に実施した  
当社グループにおける運用状況の概要は、以下の通りであります。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制に  
ついて

[体制]

- (1) 本体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び維持管理を図るとともに全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図ります。
- (2) 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- (3) 監査役は、独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (4) 独立した組織として設置している「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」のモニタリングをし、必要に応じて、その改善を促します。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (6) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「コンプライアンス規程」の中に社内通報に関する体制を規定することにより、当社における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令順守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- (8) 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図ります。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともにこのような団体・個人とは一切の関係を持たず、その不当要求に対しては組織的な対応を行い、毅然とした姿勢で対応します。

[運用状況の概要]

- (1) 経営会議や各種会議体をはじめ社内掲示板等を利用し、全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図っております。
- (2) 取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外取締役2名体制としております。
- (3) 監査役は、監査役監査及び取締役会、経営会議に出席し独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査しています。

- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」を阻害するリスクをモニタリングし、リスクありと判断した場合には必要に応じてその改善を促しております。
- (5) 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には「コンプライアンス規程」に従い直ちに報告しております。
- (6) 法令及びその他のコンプライアンス違反に関する事実を知った場合は、「コンプライアンス規程」に従い社内通報が行われております。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令順守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めています。
- (8) 情報セキュリティにより保護されたIT環境を利用して、正確かつ効率的な情報伝達を行っております。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応部署に報告・相談しております。

## 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について 〔体制〕

- (1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- (2) 文書（電磁的情報を含みます）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。
- (3) 会社の重要な情報の開示に関連するルールを明文化し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

### 〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役の職務執行に係る会議体資料や議事録等の情報は、文書管理規程及び法令に基づき適切に保存及び管理しております。
- (2) 文書（電磁的情報を含みます）の保存・管理について定めた規程等が整備され、保存・管理状況は定期的にモニタリングしております。
- (3) 重要情報の開示は当社関係規程、法令及び証券取引所の諸規則等に従い開示しております。

## 3 リスクの管理に関する規程その他の体制について 〔体制〕

- (1) リスク管理体制の構築のため「リスク管理規程」を制定し、個々の

リスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備します。

- (2) 取締役は、当社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて「リスク管理規程」に基づき、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じ、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (3) 取締役は、大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、自然災害等の対策計画を策定するとともにその計画を毎事業年度モニタリングします。

#### [運用状況の概要]

- (1) 「リスク管理規程」に従い個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備しています。
- (2) 「リスク管理規程」に従い、当社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (3) 大規模災害や新型インフルエンザの流行等の事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、その対策について経営会議等で審議しております。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

##### [体制]

- (1) 本体制の基礎としての社外取締役を含む取締役会を、適時適切に開催します。また、事業運営に係る重要事項については、当社事業の各現業を把握した経営幹部（当社においては「執行役員以上」をいいます。）並びに幹部社員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て業務の執行を決定します。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織管理規程」に定めるところにより、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

#### [運用状況の概要]

- (1) 取締役及び業務執行を担当する経営幹部によって構成される経営会議において、現場からの的確な情報に基づき経営方針を議論し、その後行われる取締役会の審議を経て業務執行を決定しています。
- (2) 取締役会での決定後、「組織管理規程」に従い業務が分掌され、権限が付与されて業務の執行を行っております。

#### 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

##### [体制]

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行います。

- (2) 取締役は、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (3) 本社長経理部門長を推進責任者とした財務報告に係る内部統制推進体制を設置し、取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制の構築および評価の基本方針書」に基づき、当社及び子会社各社の財務報告の信頼性の確保のための体制を整備します。なお、推進責任者はその評価結果・改善結果を、定期的に取締役会に報告します。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、また海外においては当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底に努めます。
- (5) 子会社各社は、自社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて、親会社の代表取締役社長が承認した「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき定期的に評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じます。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の監査役に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告する体制の適切な維持を図ります。

#### 〔運用状況の概要〕

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行っております。
- (2) 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しています。また、内部監査室は、社長、社外取締役並びに監査役に報告し対応を審議しております。
- (3) 当社及び子会社各社の効率的な業務執行並びに財務報告の信頼性の確保のための体制を整備し、定期的にモニタリングを実施しております。また、推進責任者はその評価結果・改善結果を、定期的に取締役会に報告しております。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底を図っております。
- (5) 「リスク管理規程」に従い、子会社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の監査役に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告しております。

- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項、監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について

[体制]

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を必要とします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。また、法務部門、リスク管理部門、財務経理部門及び内部監査部門等は、監査役の求めにより監査役の監査に必要な調査を補助します。

[運用状況の概要]

- (1) 現在、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置いておりませんが、監査役補助者を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意で実施いたします。
  - (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有しております。また、関係部署は、監査役の求めにより監査に必要な調査に協力しております。
- 7 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

[体制]

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告します。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めます。
- (2) 「コンプライアンス規程」の順守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告体制の適切な維持を図ります。
- (3) 子会社は、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての本社の監査部門への報告体制の適切な維持を図ります。
- (4) 「コンプライアンス規程」の順守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保します。

[運用状況の概要]

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告しています。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めています。
- (2) 「コンプライアンス規程」及び関係規程に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告が適切に行われております。
- (3) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しております。
- (4) 「コンプライアンス規程」に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。

8 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

[体制]

- (1) 監査役職務の執行について生ずる費用等は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を負担します。
- (2) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、予算を設けます。

[運用状況の概要]

監査役職務の執行に必要な費用については、監査計画を踏まえ、通常の会社手続の中で予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担しております。

9 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制について

[体制]

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- (2) 業務執行取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- (3) 業務執行取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- (4) 代表取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、内部監査室との連携を図れる環境を整備します。

[運用状況の概要]

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合の機会を設けております。
- (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるようにしております。
- (3) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を提供しております。
- (4) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役と会計監査人及び内部監査室による情報交換の機会を設けております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部                 |            |
|-------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産     | 18,854,243 | 流 動 負 債                 | 3,906,495  |
| 現金及び預金      | 11,426,062 | 買 掛 金                   | 728,056    |
| 受取手形及び売掛金   | 2,393,715  | リ ー ス 債 務               | 66,379     |
| 商品及び製品      | 1,646,080  | 未 払 金                   | 450,039    |
| 仕 掛 品       | 999,435    | 未 払 法 人 税 等             | 1,098,818  |
| 原材料及び貯蔵品    | 1,038,084  | 賞 与 引 当 金               | 271,500    |
| そ の 他       | 1,353,487  | そ の 他                   | 1,291,700  |
| 貸倒引当金       | △2,623     | 固 定 負 債                 | 1,342,892  |
| 固 定 資 産     | 4,923,953  | リ ー ス 債 務               | 339,022    |
| 有 形 固 定 資 産 | 3,874,629  | 退職給付に係る負債               | 833,740    |
| 建物及び構築物     | 1,480,032  | 資 産 除 去 債 務             | 41,455     |
| 機械装置及び運搬具   | 1,222,060  | そ の 他                   | 128,674    |
| 工具、器具及び備品   | 275,217    | 負 債 合 計                 | 5,249,387  |
| 土 地         | 215,959    | 純 資 産 の 部               |            |
| リ ー ス 資 産   | 62,341     | 株 主 資 本                 | 18,944,337 |
| 建設仮勘定       | 279,025    | 資 本 金                   | 1,421,929  |
| 使用権資産       | 339,993    | 資 本 剰 余 金               | 418,773    |
| 無 形 固 定 資 産 | 116,126    | 利 益 剰 余 金               | 17,290,836 |
| 投資その他の資産    | 933,197    | 自 己 株 式                 | △187,202   |
| 繰延税金資産      | 520,300    | その他の包括利益累計額             | △433,531   |
| そ の 他       | 412,896    | 為替換算調整勘定                | △210,606   |
| 資 産 合 計     | 23,778,196 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △222,924   |
|             |            | 非 支 配 株 主 持 分           | 18,003     |
|             |            | 純 資 産 合 計               | 18,528,809 |
|             |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 23,778,196 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（自 2020年10月1日）  
（至 2021年9月30日）

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 売上高             |           | 23,752,536 |
| 売上原価            |           | 13,652,326 |
| 売上総利益           |           | 10,100,209 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 4,075,443  |
| 営業利益            |           | 6,024,765  |
| 営業外収益           |           |            |
| 受取利息            | 296       |            |
| 為替差益            | 54,057    |            |
| 受取保険金           | 2,301     |            |
| 補助金収入           | 12,125    |            |
| 雑収入             | 10,113    | 78,895     |
| 営業外費用           |           |            |
| 支払利息            | 6,806     |            |
| 障害者雇用納付金        | 2,350     |            |
| 自己株式取得費用        | 1,158     |            |
| 雑損              | 1,074     | 11,389     |
| 経常利益            |           | 6,092,271  |
| 特別利益            |           |            |
| 固定資産売却益         | 1,703     | 1,703      |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 6,093,974  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,779,997 |            |
| 法人税等調整額         | △93,224   | 1,686,773  |
| 当期純利益           |           | 4,407,201  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 4,407,201  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2020年10月1日）  
（至 2021年9月30日）

（単位：千円）

|                             | 株 主 資 本   |         |            |          |            |
|-----------------------------|-----------|---------|------------|----------|------------|
|                             | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                   | 1,394,778 | 391,621 | 14,575,019 | △276     | 16,361,142 |
| 当 期 変 動 額                   |           |         |            |          | —          |
| 新 株 の 発 行                   | 27,151    | 27,151  |            |          | 54,303     |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |         | △1,664,262 |          | △1,664,262 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益     |           |         | 4,407,201  |          | 4,407,201  |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |         |            | △386,168 | △386,168   |
| 自 己 株 式 の 処 分               |           | △7,456  |            | 199,242  | 191,786    |
| 自己株式処分差損の振替                 |           | 7,456   | △7,456     |          | —          |
| 連 結 範 囲 の 変 動               |           |         | △19,665    |          | △19,665    |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額（純額） |           |         |            |          | —          |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 27,151    | 27,151  | 2,715,817  | △186,926 | 2,583,194  |
| 当 期 末 残 高                   | 1,421,929 | 418,773 | 17,290,836 | △187,202 | 18,944,337 |

|                             | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                   | 非支配株主<br>持 | 純資産合計      |
|-----------------------------|-----------------------|------------------|-------------------|------------|------------|
|                             | 為替換算調整勘<br>定          | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |            |
| 当 期 首 残 高                   | △564,824              | △165,260         | △730,084          | —          | 15,631,057 |
| 当 期 変 動 額                   |                       |                  |                   |            |            |
| 新 株 の 発 行                   |                       |                  |                   |            | 54,303     |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                       |                  |                   |            | △1,664,262 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益     |                       |                  |                   |            | 4,407,201  |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                       |                  |                   |            | △386,168   |
| 自 己 株 式 の 処 分               |                       |                  |                   |            | 191,786    |
| 自己株式処分差損の振替                 |                       |                  |                   |            | —          |
| 連 結 範 囲 の 変 動               |                       |                  |                   |            | △19,665    |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額（純額） | 354,218               | △57,664          | 296,553           | 18,003     | 314,556    |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 354,218               | △57,664          | 296,553           | 18,003     | 2,897,751  |
| 当 期 末 残 高                   | △210,606              | △222,924         | △433,531          | 18,003     | 18,528,809 |

（注） 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称  
SHOEI (EUROPA) GMBH  
SHOEI DISTRIBUTION GMBH  
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  
SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION  
SHOEI ITALIA S. R. L.  
SHOEI ASIA CO., LTD.  
株式会社SHOEI SALES JAPAN

##### ・連結範囲の変更

上記のうち、SHOEI ASIA CO., LTD. については、当連結会計年度より重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。

##### ②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 首維(上海)摩托車用品有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社数 0社

持分法を適用していない非連結子会社(首維(上海)摩托車用品有限公司)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHOEI (EUROPA) GMBH、SHOEI DISTRIBUTION GMBH、SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL、SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION、SHOEI ITALIA S. R. L.、SHOEI ASIA CO., LTD. の事業年度の末日は、6月30日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブの評価基準 時価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 当社及び国内連結子会社は総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。在外連結子会社は主に移動平均法による低価法によっております。
- ・仕掛品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっております。

在外連結子会社

定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用権資産

一部の在外連結子会社は、国際財務報告基準16号「リース」(以下「IFRS16号」という。)を適用しております。IFRS16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については個別債権の回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の  
期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び  
過去勤務費用の費用処理  
方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、

税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ、退職給付における簡便法

当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度及び一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、予定取引

ハ、ヘッジ方針

外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法

時価との比較分析により、連結会計年度末にその有効性評価を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

退職給付に係る負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|           | 当連結会計年度   |
|-----------|-----------|
| 退職給付に係る負債 | 833,740千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき退職給付に係る負債を計上しております。退職給付債務及び年金資産は、割引率、退職率、昇給率、死亡率、長期期待運用収益率等の数理計算上の仮定に基づいて算出されております。

当社の割引率の決定には、主としてイールドカーブ等価アプローチを採用しております。具体的には、予想支払年度に該当する国債イールドカーブ上の利回りを各年度の退職給付見込額(過去期間分)にそれぞれ割り当て、割引現在価値を計算した結果を合計することにより算定した退職給付債務と、単一の割引率により割引現在価値計算をした退職給付債務が等しい結果となる単一の割引率を加重平均割引率として決定しております。また、長期期待運用

収益率は、主として年金資産の過去の運用実績と将来収益に対する予測を評価することにより決定しております。

したがって、これらの前提条件と実際の結果との間に差異が生じた場合、または前提条件が変更された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、退職給付に係る負債や退職給付費用の金額に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,600,811千円
- (2) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,500,000千円 |
| 借入実行残高  | <u>一千円</u>  |
| 差引額     | 1,500,000千円 |

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 26,843千株      | 13千株         | —            | 26,856千株     |

(注) 2020年12月24日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行について決議し、2021年1月21日に普通株式13,800株を発行いたしました。

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 0千株           | 80千株         | 41千株         | 39千株         |

(注) 1. 2021年8月5日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議し、2021年8月6日から2021年8月13日までに自己株式80,000株を取得いたしました。

2. 2021年8月5日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2021年9月27日に自己株式41,200株を処分いたしました。

3. その他の自己株式数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加分105株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### 配当金支払額等

イ. 2020年12月24日開催の第64期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 1,664,262千円
- ・ 1株当たり配当金額 62円
- ・ 基準日 2020年9月30日
- ・ 効力発生日 2020年12月25日

(注) 2020年12月24日開催の第64期定時株主総会による1株当たり配当額は、2020年4月1日付で実施した株式分割後の金額を記載しております。

ロ. 2021年12月23日開催予定の第65期定時株主総会決議予定による配当に関する事項

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 2,199,062千円
- ・ 1株当たり配当金額 82円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月24日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本割れのリスクのない短期的な預金等に限定し、また資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に内部資金または銀行短期借入により調達しております。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。またグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。またその一部に

は、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替リスクにさらされておりますが、基本的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の「(4)会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価        | 差 額     |
|---------------|----------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金    | 11,426,062     | 11,426,062 | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 2,393,715      |            | —       |
| 貸倒引当金(※1)     | △2,623         |            | —       |
|               | 2,391,092      | 2,391,092  | —       |
| 資産計           | 13,817,154     | 13,817,154 | —       |
| (1) 買掛金       | 728,056        | 728,056    | —       |
| (2) リース債務(※2) | 405,401        | 349,524    | △55,876 |
| (3) 未払金       | 450,039        | 450,039    | —       |
| (4) 未払法人税等    | 1,098,818      | 1,098,818  | —       |
| 負債計           | 2,682,314      | 2,626,437  | △55,876 |
| デリバティブ取引(※3)  | △2,317         | △2,317     | —       |

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を計上しております。

(※2) リース債務には1年以内返済予定の金額を含んでおります。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元金金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額によっております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 690円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 164円19銭 |

## 8. 追加情報

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2020年12月24日開催の第64期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、「役員退職慰労引当金」に計上しておりました128,674千円を「長期未払金」として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積り)

現時点において、新型コロナウイルスの収束時期などの合理的な予測は困難ですが、当社及び連結子会社は入手し得る情報を踏まえ、以下の仮定を利用した見積りに基づき会計処理しております。

- ・新型コロナウイルスの一時的な感染再拡大リスクはあるものの、ワクチン接種の進展による行動制限の解除に伴い、経済活動や営業活動は翌期中に2019年9月期レベルまで回復する。
- ・世界経済は、引き続き回復基調を辿るとみられるものの、新たな変異株の拡散リスクや半導体等の供給面の制約など様々な下振れリスクが残る状況は不変。
- ・高級二輪乗車用ヘルメット市場においては、欧州市場は、経済活動が徐々に戻りつつあるなか堅調な販売が継続。その他地域も堅調な販売が継続、或いは、回復基調を辿る。

尚、新型コロナウイルスの収束時期、各国・地域の諸対策を踏まえた経済情勢や市場動向について不透明さが継続する場合には、見積りの不確実性は増大し、事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部         |            |
|-------------|------------|-----------------|------------|
| 流 動 資 産     | 14,338,372 | 流 動 負 債         | 3,924,742  |
| 現金及び預金      | 7,863,324  | 買掛金             | 1,062,294  |
| 売掛金         | 2,259,477  | 前受金             | 934,402    |
| 商品及び製品      | 921,353    | 未払金             | 522,652    |
| 仕掛品         | 999,435    | 未払費用            | 75,618     |
| 原材料及び貯蔵品    | 1,038,084  | 未払法人税等          | 1,006,138  |
| 未収入金        | 348,737    | 賞与引当金           | 271,500    |
| 前払費用        | 176,358    | その他             | 52,136     |
| その他         | 731,601    | 固 定 負 債         | 686,512    |
| 固 定 資 産     | 4,748,358  | リース債務           | 41,706     |
| 有 形 固 定 資 産 | 3,475,643  | 退職給付引当金         | 474,676    |
| 建物          | 1,311,829  | 資産除去債務          | 41,455     |
| 構築物         | 162,123    | その他             | 128,674    |
| 機械装置        | 1,202,028  | 負 債 合 計         | 4,611,255  |
| 車輛運搬具       | 8,782      | 純 資 産 の 部       |            |
| 工具器具備品      | 233,552    | 株 主 資 本         | 14,475,475 |
| 土地          | 215,959    | 資 本 金           | 1,421,929  |
| リース資産       | 62,341     | 資 本 剰 余 金       | 418,773    |
| 建設仮勘定       | 279,025    | 資 本 準 備 金       | 418,773    |
| 無 形 固 定 資 産 | 97,740     | 利 益 剰 余 金       | 12,821,974 |
| ソフトウェア      | 90,816     | 利 益 準 備 金       | 29,500     |
| その他         | 6,924      | その他利益剰余金        | 12,792,474 |
| 投資その他の資産    | 1,174,974  | 繰越利益剰余金         | 12,792,474 |
| 関係会社株式      | 21,108     | 自 己 株 式         | △187,202   |
| 関係会社出資金     | 330,145    | 純 資 産 合 計       | 14,475,475 |
| 繰延税金資産      | 347,901    | 資 産 合 計         | 19,086,730 |
| その他         | 475,819    | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 19,086,730 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（自 2020年10月1日）  
（至 2021年9月30日）

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 21,145,668 |
| 売 上 原 価                 | 13,078,070 |
| 売 上 総 利 益               | 8,067,598  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 2,884,024  |
| 営 業 利 益                 | 5,183,574  |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息                 | 1,248      |
| 受 取 配 当 金               | 1,008,800  |
| 為 替 差 益                 | 56,886     |
| 補 助 金 収 入               | 8,111      |
| 雑 収 入                   | 13,620     |
| 営 業 外 費 用               |            |
| 棚 卸 資 産 除 却 損           | 846        |
| 障 害 者 雇 用 納 付 金         | 2,350      |
| 自 己 株 式 取 得 費 用         | 1,158      |
| 雑 損 失                   | 225        |
| 経 常 利 益                 | 6,267,660  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 6,267,660  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,479,600  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △18,422    |
| 当 期 純 利 益               | 4,806,483  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2020年10月1日)  
(至 2021年9月30日)

(単位：千円)

|                       | 株 主 資 本   |           |                    |                  |           |                     |                  |
|-----------------------|-----------|-----------|--------------------|------------------|-----------|---------------------|------------------|
|                       | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金 |                     |                  |
|                       |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高             | 1,394,778 | 391,621   | —                  | 391,621          | 29,500    | 9,657,709           | 9,687,209        |
| 当 期 変 動 額             |           |           |                    |                  |           |                     |                  |
| 新 株 の 発 行             | 27,151    | 27,151    |                    | 27,151           |           |                     |                  |
| 剰 余 金 の 配 当           |           |           |                    |                  |           | △1,664,262          | △1,664,262       |
| 当 期 純 利 益             |           |           |                    |                  |           | 4,806,483           | 4,806,483        |
| 自 己 株 式 の 取 得         |           |           |                    |                  |           |                     |                  |
| 自 己 株 式 の 処 分         |           |           | △7,456             | △7,456           |           |                     |                  |
| 自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替 |           |           | 7,456              | 7,456            |           | △7,456              | △7,456           |
| 当 期 変 動 額 合 計         | 27,151    | 27,151    | —                  | 27,151           | —         | 3,134,764           | 3,134,764        |
| 当 期 末 残 高             | 1,421,929 | 418,773   | —                  | 418,773          | 29,500    | 12,792,474          | 12,821,974       |

|                       | 株 主 資 本  |                | 純 資 産 合 計  |
|-----------------------|----------|----------------|------------|
|                       | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |            |
| 当 期 首 残 高             | △276     | 11,473,333     | 11,473,333 |
| 当 期 変 動 額             |          |                |            |
| 新 株 の 発 行             |          | 54,303         | 54,303     |
| 剰 余 金 の 配 当           |          | △1,664,262     | △1,664,262 |
| 当 期 純 利 益             |          | 4,806,483      | 4,806,483  |
| 自 己 株 式 の 取 得         | △386,168 | △386,168       | △386,168   |
| 自 己 株 式 の 処 分         | 199,242  | 191,786        | 191,786    |
| 自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替 |          | —              | —          |
| 当 期 変 動 額 合 計         | △186,926 | 3,002,141      | 3,002,141  |
| 当 期 末 残 高             | △187,202 | 14,475,475     | 14,475,475 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- |                            |                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法        |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 子会社株式                      | 移動平均法による原価法によっております。                                                                                                                                                                                                                           |
| (2) デリバティブの評価基準            | 時価法によっております。                                                                                                                                                                                                                                   |
| (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法       |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 製品、仕掛品、原材料                 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。                                                                                                                                                                                        |
| (4) 固定資産の減価償却の方法           |                                                                                                                                                                                                                                                |
| ① 有形固定資産(リース資産を除く)         | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。                                                                                                                                                            |
| ② 無形固定資産                   | 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                                               |
| ③ 少額減価償却資産                 | 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。                                                                                                                                                                                           |
| ④ リース資産                    | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                                                                                                                                |
| (5) 引当金の計上基準               |                                                                                                                                                                                                                                                |
| ① 貸倒引当金                    | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                                                                               |
| ② 賞与引当金                    | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                                                                                                                                                                                |
| ③ 退職給付引当金                  | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。                                                                                                                                                                                       |
| イ. 退職給付見込額の期間帰属方法          | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。                                                                                                                                                                                |
| ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 | 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生事業年度から費用処理する方法を採用しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |

ハ、退職給付における簡便法の採用

当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度については、退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ③ ヘッジ方針
- ④ ヘッジ有効性評価の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、予定取引

外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。

時価との比較分析により、事業年度末にその有効性評価を行っております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

退職給付引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|         | 当事業年度     |
|---------|-----------|
| 退職給付引当金 | 474,676千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類の連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 899,176千円 |
| 長期金銭債権 | 126,000千円 |
| 短期金銭債務 | 77,738千円  |

(2) 取締役及び監査役に対する金銭債務

|      |           |
|------|-----------|
| 金銭債務 | 128,674千円 |
|------|-----------|

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

9,436,430千円

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,500,000千円 |
| 借入実行残高  | 一千円         |
| 差引額     | 1,500,000千円 |

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|      |             |
|------|-------------|
| 営業収益 | 6,002,930千円 |
| 営業費用 | 332,548千円   |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 0千株         | 80千株       | 41千株       | 39千株       |

- (注) 1. 2021年8月5日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議し、2021年8月6日から2021年8月13日までに自己株式80,000株を取得いたしました。
2. 2021年8月5日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2021年9月27日に自己株式41,200株を処分いたしました。
3. その他の自己株式数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加分105株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 賞与引当金   | 81,993千円  |
| 未払事業税   | 46,520千円  |
| 長期未払金   | 38,859千円  |
| 株式報酬費用  | 12,299千円  |
| 退職給付引当金 | 143,352千円 |
| その他     | 43,963千円  |

繰延税金資産小計 366,988千円

評価性引当額 △15,297千円

繰延税金資産合計 351,691千円

繰延税金負債

建物附属設備(資産除去債務) △3,790千円

繰延税金負債合計 △3,790千円

繰延税金資産純額 347,901千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社の名称                                | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容           |                                  | 取引の内容  | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------------------------------|---------------------------|----------------|----------------------------------|--------|--------------|-----|--------------|
|     |                                      |                           | 役員<br>の<br>兼任等 | 事業上の関係                           |        |              |     |              |
| 子会社 | SHOEI<br>(EUROPA)<br>GMBH            | 100                       | —              | 当社が製造する製品の販売、欧州地域の代理店管理及びマーケティング | 配当金の受取 | 1,008,800    | —   | —            |
| 子会社 | SHOEI<br>DISTRIBUTION<br>GMBH        | 100                       | —              | 当社が製造する製品の販売                     | 製品の販売  | 3,261,907    | 売掛金 | 285,480      |
| 子会社 | SHOEI EUROPE<br>DISTRIBUTION<br>SARL | 100                       | —              | 当社が製造する製品の販売                     | 製品の販売  | 2,431,499    | 売掛金 | 475,243      |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 製品の販売価格などについては、市場価格、原価等を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。ただし、配当金の受け取りについては、会社の財政状態等を勘案しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 539円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 179円06銭 |

## 10. 追加情報

### (役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2020年12月24日開催の第64期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、「役員退職慰労引当金」に計上しておりました128,674千円を「長期未払金」として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

### (新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積り)

現時点において、新型コロナウイルスの収束時期などの合理的な予測は困難ですが、当社は入手し得る情報を踏まえ、以下の仮定を利用した見積りに基づき会計処理しております。

- ・新型コロナウイルスの一時的な感染再拡大リスクはあるものの、ワクチン接種の進展による行動制限の解除に伴い、経済活動や営業活動は翌期中に2019年9月期レベルまで回復する。
- ・世界経済は、引き続き回復基調を迎えるとみられるものの、新たな変異株の拡散リスクや半導体等の供給面の制約など様々な下振れリスクが残る状況は不変。
- ・高級二輪乗車用ヘルメット市場においては、欧州市場は、経済活動が徐々に戻りつつあるなか堅調な販売が継続。その他地域も堅調な販売が継続、或いは、回復基調を迎える。

尚、新型コロナウイルスの収束時期、各国・地域の諸対策を踏まえた経済情勢や市場動向について不透明さが継続する場合には、見積りの不確実性は増大し、事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

株式会社 S H O E I

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久世浩一 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝和之 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHOEIの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHOEI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において

独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

株式会社 S H O E I

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久世浩一 ⑧

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大枝和之 ⑧

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHOEIの2020年10月1日から2021年9月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月17日

株 式 会 社 S H O E I 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 平 野 明 人 ㊞

社 外 監 査 役 小 出 豊 ㊞

社 外 監 査 役 森 田 賢 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質及び経営基盤強化のための株主資本を充実するとともに、連結配当性向50%を目処とした期末配当の実施を基本方針としております。

このような方針のもと、第65期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金の用途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする予定であります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金82円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は2,199,062,798円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年12月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役石田健一郎氏、鶴見優之氏、清水匡輔氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役3名（うち1名は社外取締役）の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                      | いしだ けんいちろう<br>石田 健一郎<br>(1960年11月29日生) | 1983年4月 三菱商事株式会社入社<br>2013年5月 当社入社参与海外営業部長<br>2013年7月 SHOEI (EUROPA) GMBH<br>代表取締役社長 (共同代表)<br>2013年7月 SHOEI DISTRIBUTION GMBH<br>代表取締役社長<br>2013年7月 SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL<br>代表取締役社長<br>2013年7月 SHOEI ITALIA S. R. L. 代表取締役社長<br>2013年12月 当社取締役海外営業部長<br>2016年10月 当社代表取締役社長 (現任)<br>2016年12月 SHOEI (EUROPA) GMBH取締役(共同代表) | 30,800株            |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>石田健一郎氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営を指導しており、当社グループの経営全般に関する豊富な知見を活かし、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ※2        | やまぐちひろし<br>山口裕士<br>(1966年12月5日生)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1990年4月 株式会社三菱銀行<br>2020年10月 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>当社入社参与財務経理部長 (現任)                                                                                                                                               | —                  |
|           | <b>【選任理由】</b><br>山口裕士氏は、金融機関での海外業務の豊富な経験と金融分野での幅広い知見を活かし、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                    |                    |
| 3         | しみずきょうすけ<br>清水匡輔<br>(1979年8月14日生)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2005年11月 司法試験合格<br>2007年9月 ポールヘイスティングス法律事務所・<br>外国法共同事業入所<br>2009年4月 とさわ法律事務所入所<br>2012年7月 佐藤総合法律事務所入所<br>2015年12月 当社社外取締役 (現任)<br>2017年9月 弁護士法人はくと総合法律事務所入所<br>(現任)<br>2020年3月 株式会社Sharing Innovations監査役<br>(現任) | 1,000株             |
|           | <b>【選任理由及び期待させる役割の概要】</b><br>清水匡輔氏は、弁護士として企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見を活かし、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、既に6年間当社の社外取締役として、積極的に必要な質問および経営全般への有益な発言、助言等をいただいております。<br>なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、今後も引続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                    |                    |

※印は新任取締役候補者であります。

(注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)清水匡輔氏は、社外取締役候補者であります。

(注3)当社は、清水匡輔氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(注4)当社は、清水匡輔氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引続き同氏を独立役員とする予定であります。

(注5)当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役平野明人氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、これに伴い、後任監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、宮川篤行氏は平野明人氏の後任として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                       | 所有する当社<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| みやかわ あつゆき<br>※宮川篤行<br>(1963年6月25日)                                                                     | 2006年7月 当社入社<br>2008年10月 当社内部監査室長<br>2016年7月 当社経営管理部長<br>2020年10月 当社IR・広報部長(現任) | —              |
| <b>【選任理由】</b><br>宮川篤行氏は、長年にわたる内部監査室と経営管理部での業務の豊富な知見を活かし、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、選任をお願いするものであります。 |                                                                                 |                |

※印は新任監査役候補者であります。

(注1)候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内

会 場

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

交通案内

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 地下鉄都営新宿線・半蔵門線 神保町駅 (A1出口)  | 徒歩3分 |
| 地下鉄都営三田線 神保町駅 (A8出口)       | 徒歩5分 |
| 東京メトロ東西線 竹橋駅 (北の丸公園側出口 1b) | 徒歩5分 |
| 東京メトロ東西線 九段下駅 (6番出口)       | 徒歩7分 |

